



平成25年2月19日

茨城県知事 橋本 昌 殿

常 総 市 長 高杉 徹



取 手 市 長 藤井 信吾



守 谷 市 長 会田 真



つくばみらい市長 片庭 正雄



原発事故子ども被災者支援法に定める地域指定について（要望）

向春の候 貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、東日本大震災に係る福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染対策等ご尽力いただき深謝申し上げます。

さて、過日、放射能からいのちを守る茨城ネットより貴職宛てに提出されました「内部被曝から子どもを守る為の要望書」では、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下「原発事故子ども被災者支援法」という。）に規定された「一定基準以上の放射線量の地域指定」を国に対して強く要望を求めています。また、貴職においても、事故当時から国に対して、一定の基準及びその根拠を示し、健康調査を含め具体的対策を講じるよう要請しておられるところであります。

私ども県南の常総広域圏域は茨城県内でも放射能の数値が比較的高い地域であり、市議会をはじめ、市民団体や多くの市民の方から、原発事故子ども被災者支援法に定める地域指定を早急に行い、国が主体的に所要の健康調査を実施するよう、請願や要望が出されている状況であります。

つきましては、一日も早く被災者の不安を解消するために、原発事故子ども被災者支援法に基づく支援対象地域に指定し、甲状腺検査を含む所要の健康調査などの支援施策が早急に講じられるよう、国に要望していただきたくお願い申し上げます。